

労働組合の結成、運営、交渉

- ・労働組合をどのように結成、運営したらよいか。
- ・労働組合は、会社に対してどのような要求ができるのか。

◆ 基本のきほん

労働組合とは

「主たる目的」が労働条件の維持改善や経済的地位の向上とした団体でなければなりません。

賃金等によって生活する人たちが主要な構成員であり、「労働者が主体となって」組織されることが必要ですが、学生等が加入していても構いません。

「自主的に」組織され、役員が選挙により選ばれていること等労働組合が民主的に運営されていることが必要です。

労働組合は、原則使用者から組合運営のための経費の援助を受けることはできません。

組合の作り方

結成準備委員会を設立する。

有志で組合規約・運動方針・組合役員・予算案の作成を行い、結成大会の日程を決め、組合加入を対象者に呼びかけます。

結成大会を開く。

組合規約・運動方針・予算案の審議決定を行い、役員を選出します。

組合規約を作る。

組合の組織運営についての自治的な規則が組合規約です。内容は自由ですが、労組法上の救済を受けるためには、組合の名称・主な事務所の所在地など特定の項目について定める必要があります（裏面にモデルあり）

労働組合の運営

労働組合の運営は、民主的でなければなりません。労働組合としての意思決定は、「組合大会」等で行い、決定された事項や委任された事を「執行機関」である労組役員等が行うことになります。

労働組合結成通知

労働組合を結成したら、使用者に対して「労働組合の結成通知」を出すのが一般的です。結成通知には組合の名称や役員の氏名等を記載します。

また、併せて賃上げやボーナスの要求に関する要求書を提出し、団体交渉の申し入れを行うこともあります。

団体交渉

労働組合は、労働条件等の改善及び向上をめざして、労働者側が使用者側に対して要求内容を記載した文書

により、交渉の申し入れをします。この申し入れに対して、使用者が正当な理由もなく交渉を拒否すれば、不当労働行為になります（ノウハウ集 No.38 「不当労働行為」）。
交渉内容

賃金、労働時間、休日、休暇等個々の労働者に直接関係する労働条件と、組合の掲示板の設置、組合事務所の貸与、組合活動等の労働組合活動に関わる部分に分けることができます。

なお、使用者が対応できない問題（例えば、政治に関わる要求）は、一般的に交渉事項にはなりません。

交渉の留意点

交渉は労働者が団結の力によって、使用者と対等の立場に立って、労働条件等の改善及び向上のために行うものです。したがって、労働者にとって労働条件などを決定する重要な話し合いの場ですので、事前に周知な準備をして臨む必要があります。

また、交渉は、労使の代表者が双方の主張について解決の糸口を見出すための話し合いの場でもありません。

交渉の要点は、簡潔に、しかも説得力のある内容となるように、日頃から情報収集・分析をしておきましょう。

長時間の交渉や大勢の交渉委員が臨席し、無秩序な発言をするような態度は、一般的には好ましくなく、暴力を行使しての交渉は、いかなる場合でも許されません。交渉の申込み手続、交渉時間などの要点は、あらかじめ労使間で一定の取り決めをしておきましょう。

後日の紛争を防ぐ意味でも、交渉の記録は双方確認の上、文書で残しておきましょう。それができない場合は、録音しておきましょう。

◆ こんな対処法があります！

1 妥結する場合

労働組合が使用者との交渉により、その内容に一致をみた時は、妥結の内容について組合大会等で十分討議して賛成を得て、後日紛争が生じることがないように労働協約書を作成することが重要です。

妥結・協約締結権限と交渉権限が、区別されている場合は、妥結後仮協約を締結し、組合大会で承認を受けてから正式の労働協約を締結することになります。

2 交渉が進展しない場合

交渉が進展しない場合には、労働組合には、これを打開する手段としてストライキ（同盟罷業）を行うことが認められています。

ストライキを行う場合の手続についても予め労使で協定しておくようにしましょう。ストライキを事前に予告する必要がある場合もありますから注意して下さい。

労働組合同規約例

第1章 総 則

- 第1条(名 称)
この組合は 労働組合という。
- 第2条(所在地)
この組合の主たる事務所を 市 町 番地に置く。
- 第3条(目 的)
この組合は、組合員の労働条件の維持改善及び経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。
- 第4条(事 業)
この組合は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1 団体交渉を通じた労働条件の維持改善
2 労働協約の締結、改定
3 組合員の教養、文化の向上
4 組合員並びにその家族の福利厚生共済
5 同一目的を有する他団体との協力
6 その他この組合の目的達成に必要な事項

第2章 組 合 員

- 第5条(組合員の範囲)
この組合の組合員は、原則として 会社の従業員とする。ただし、解雇の場合、係争中はこの限りではない。
また、会社の利益を代表すると認められる地位にある者などは除く。
- 第6条(資格の平等)
すべての組合員はいかなる場合にも、人種、宗教、性別、門地又は身分により差別的取扱いを受けることはない。
- 第7条(権 利)
組合員は平等に、次の権利を有する。
1 組合員はすべての活動に参加し、また組合の利益を受けること。
2 組合のすべての問題に自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること。
3 役員に選挙され、これに就任すること及び役員を選挙すること。
4 規約に定める手続きを経ずに除名、権利停止等の処分を受けないこと。
5 会計の帳簿及び組合の書類を閲覧すること。
6 役員及び機関を弾劾すること。
- 第8条(義 務)
組合員は平等に次の義務を負う。
1 規約を遵守し、機関の決定統制に従うこと。
2 所定の組合費及び臨時賦課金を納入すること。
3 組合員の資格を失ったときに、組合に対する未済債務がある場合は速やかに返済すること。
- 第9条(加 入)
この組合に加入するときは申込書に必要事項を記入し、組合に申込み、執行委員会の承認を得なければならない。執行委員会が加入を承認したときは、書記長は速やかに組合員名簿に登録し、本人に通知しなければならない。
- 第10条(脱 退)
組合員はこの組合を脱退するときは、その理由を明記して執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。
- 第11条(資格の喪失)
組合員は次の各項に該当した場合に、組合員たる資格を喪失する。ただし、解雇について、論争を生じた場合は、これが解決するまでその資格を失わないものとする。
1 会社と雇用関係が消滅したとき(退職)
2 第5条に規定する非組合員の地位に該当したとき
3 組合を除名されたとき
4 死亡したとき

第3章 組 織

- 第1節 役 員
- 第12条(種 類)
この組合に次の役員を置く。
執行委員長 1名
副執行委員長 ()名
書記長 1名
委員 ()名
会計監査 ()名
- 第13条(役員の特権義務)
役員はすべてこの規約に定められた職務を忠実に遂行する義務を負い、その職務を他人から妨害されることなく遂行する権利を有する。
1 執行委員長
この組合を代表し、組合業務の遂行、財産管理、その他組合に関する一切の責任を負う。
2 副執行委員長
執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。
3 書記長
書記長は正、副執行委員長を補佐し、会議の正確なる議事録を作成、保有し、組合の日常業務を処理する。
4 委員
委員は、常時組合員の指導に任じ、組合規約に従い組合業務を執行する。
5 会計監査
会計監査は組合の財産を監査し、必要に応じて各会議に出席して発言することができる。ただし、議決には加わらない。
- 第14条(役員選挙)
組合役員は、組合員の直接無記名投票によって選挙する。
- 第15条(役員任期)
役員任期は、定期大会から次期定期大会までとし、再選を妨げない。
2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。
補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 機 関

- 第16条(種 類)
組合に次の機関を置く。
1 大 会
2 執行委員会
- 第17条(大 会)
大会は組合の最高決議機関であって、全組合員をもって構成する。
2 大会は、定期大会と臨時大会とする。
3 定期大会は毎年1回 月に催し、執行委員長が期日の 日前に議案を示して招集する。
4 全組合員の3分の1以上の要求があったとき、及び執行委員会が必要と認めるときは、臨時大会を招集しなければならない。

- 第18条(大会付議事項)
大会に付議する事項は、次のとおりとする。
1 運動方針及び年度計画
2 予算案及び決算報告の承認
3 役員選挙
4 上部団体の加入及び脱退
5 組合の解散
6 争議行為の開始
7 労働協約の締結及び改廃
8 規約及び諸規定の制定、改廃
9 組合員の懲戒
10 特設した基金の流用
11 その他組合の目的達成のための必要な事項

- 第19条(定 数)
大会は、組合員の3分の2以上の出席により成立する。
- 第20条(議 決)
大会付議事項の議決については出席組合員の過半数 の賛成を要し、可否同数のときは議長が決める。
2 次の事項の議決については、全組合員の直接無記名投票の過半数 によって行う。
1) 上部団体の加入及び脱退
2) 争議行為の開始
3) 規約及び諸規定の制定、改廃
4) 組合員の懲戒
5) 役員選出及び解職
3 組合の解散の議決については、全組合員の直接無記名投票の4分の3によって行う。
- 第21条(議長選出)
大会の議長は、その都度役員以外の組合員より選出する。
- 第22条(執行委員会)
執行委員会は組合の執行機関で、会計監査を除く役員全員をもって構成し、執行業務について協議決定する。
- 第23条(執行委員会の招集)
執行委員会は、毎月1回執行委員長が招集して開催する。ただし、次の場合には臨時に開催することができる。
1 執行委員3分の1以上の要求があったとき
2 執行委員長が必要と認めるとき
- 第24条(緊急処理)
執行委員会は、緊急な事態が発生し、しかも大会を開催することが困難な場合は、大会の議を経ないでこれを処理することができる。ただし、次の大会において、その承認を得なければならない。
- 第25条(議事規則)
会議についてはこの章に定めるもののほか、別に定める議事規則による。

第4章 会 計

- 第26条(経 費)
この組合の経費は組合費及び寄付金、その他の収入とする。寄付金を受けるときは、執行委員会の承認を要する。
- 第27条(組合費)
この組合の組合費は月額 円とし、毎月 日までに納入しなければならない。ただし、大会の決議により、臨時に組合費を徴収することができる。
- 第28条(会計年度)
会計年度は毎年 月 日に始まり、翌年の 月 日に終わる。
- 第29条(闘争資金の運用)
闘争資金は、大会承認を受けて運用することができる。
- 第30条(会計監査)
この組合のすべての会計は、会計年度ごとに書類を作成し、大会の決議によって委嘱された職業的に資格のある会計監査人の正確であるとの証明書を付して定期大会に報告し、承認を受けなければならない。

第5章 争議行為

- 第31条(争 議)
争議行為の開始は、全組合員の直接無記名投票による過半数 の賛成がなければ決定することはできない。

第6章 統 制

- 第32条(制 裁)
組合員が次の行為をしたときは、全組合員の直接無記名投票による過半数の決議により、制裁を受ける。
1) 規約及び決議に違反したとき
2) 組合の統制を乱した行為をしたとき
3) 組合の名譽を汚したとき
4) 正当な理由なく組合費を滞納したとき
2 懲戒の種類は次の三種類とする。
1) 戒告
2) 権利停止
3) 除名
- 第33条(弁 明)
前条の決議に際して、当該組合員はあらかじめ各種機関において、弁明の機会を与えられなければならない。
- 第34条(役員制裁)
役員制裁については第32条、第33条を準用する。
2 役員制裁についての告発もしくは申請のあったときは、執行委員又は大会で組合員若干名を審査委員に任命し、問題の真相を公平に審査し、その報告に基づいて制裁を決定する。

第7章 規約改正と解散

- 第35条(規約の改正)
規約の改正は、全組合員の直接無記名投票による過半数 の賛成を得なければならない。
- 第36条(解 散)
組合の解散は、全組合員の直接無記名投票による4分の3以上の賛成があったときでなければできない。

付 則

- 第37条(細 則)
この規約を実施するために必要な細則は別に作成し、大会の承認を得なければ効力は生じない。
- 第38条(効 力)
この規約は、年 月 日より施行する。
注(1)下線の部分は、労組法第5条第2項に規定された組合規約としての必要事項です。
(2) 印については過半数としましたが、これは最低数であって、3分の2としていたるところもあります。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。 URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4083/>

かながわ労働センター (045)633-6110(代) / 川崎支所(044)833-3141(代) / 発行 神奈川県かながわ労働センター
県央支所(046)296-7311 / 湘南支所(0463)22-2711(代) 横浜市中央区寿町1-4 〒231-8583 平成26年11月発行